

# 埋設圧送管路等維持管理業務 仕様書

## 1 業務概要

本業務は、札幌市の下水処理施設の一部である汚泥、汚水及び処理水圧送管路の水再生プラザ（下水処理場）等から目的地又は自然流下管までの維持管理、並びに豊平川雨水貯留管分水人孔内に設置された流入弁等の維持管理を行うものである。

## 2 業務場所

別紙「添付図面一覧」に記載する各種圧送管路図面による。なお、詳細な管路のしゅん功図の確認については、業務着手後に業務主任と打合せること。

(1) 創成川水再生プラザ	札幌市北区麻生町8丁目1番15号
(2) 拓北水再生プラザ	札幌市北区あいの里4条10丁目1番1号
(3) 伏古川水再生プラザ	札幌東区伏古8条1丁目2番35号
(4) 茨戸水再生プラザ	石狩市花川東1000番地
(5) 豊平川水再生プラザ	札幌市白石区菊水元町8条3丁目5番1号
(6) 東部水再生プラザ	札幌市白石区東米里2172番地1
(7) 厚別水再生プラザ	札幌市厚別区厚別町山本645番地18
(8) 定山渓水再生プラザ	札幌市南区定山渓温泉東1丁目50番地
(9) 新川水再生プラザ	札幌市西区八軒9条西7丁目1番65号
(10) 手稲水再生プラザ	札幌市手稲区手稲山口265番地8
(11) 川北中継ポンプ場	札幌市白石区川北4条1丁目1番1号
(12) 簾舞中継ポンプ場	札幌市南区簾舞575番地122
(13) 藤野中継ポンプ場	札幌市南区藤野1条5丁目1番33号
(14) 定山渓中継ポンプ場	札幌市南区定山渓温泉西3丁目393番地
(15) 東部スマッシュセンター	札幌市白石区東米里776番地18
(16) 西部スマッシュセンター	札幌市手稲区手稲山口322番地
(17) 豊平川中継ポンプ場	札幌市白石区北郷5条7丁目2番25号
(18) 厚別川雨水ポンプ場	札幌市厚別区厚別西770番地
(19) 藻岩下第2中継ポンプ場	札幌市南区川沿11条1丁目1828番地
(20) 手稲中継ポンプ場	札幌市手稲区新発寒7条11丁目1番1号
(21) 茨戸西部中継ポンプ場	札幌市北区屯田9条12丁目6番15号

## 3 業務内容

業務の種類	対象管路	内 容
定期点検A  4~6月頃 (融雪終了後)	汚泥圧送管路  汚水圧送管路  処理水圧送管路  放流渠 (定山渓水再生プラザ)	空気抜弁；内部清掃、動作確認、橋梁添架部の注水作業 (屯田地区小河川送水管路、拓北・伏古川・新川南・豊平川東及び東西連絡汚泥圧送管路の内部清掃は実施しない。また、東西連絡汚泥圧送管路の橋梁添架部の注水作業は実施しない。)  仕切弁・排泥弁；動作確認・スピンドル部注油等  敷設ルート；目視点検（路面陥没・近接工事の有無）  弁挿・人孔（吐口、指定人孔含む。）；目視点検（異常・通行への支障の有無）・排水・清掃・ボルト増締め等  道路・河川横断部共同溝；目視点検・排水・清掃・継手・支持材ボルト増締め等 ※異常箇所は縦断図に位置を示すこと。  ピグ通過確認装置；動作確認（拓北水再生プラザで茨戸東汚泥圧送管路のピグ洗浄を行う際に実施。）

定期点検A	汚泥圧送管路 (送排水管路を除く)	管内スケール等付着状況調査（管路ごとに1か所：担当水処理センターが指定する。）
	汚水圧送管路（吐口）	人孔内硫化水素濃度、管の腐食状況
	屯田地区小河川送水管路	消火栓の開閉確認
定期点検B  9~11月頃 (降雪前)	汚泥圧送管路 処理水圧送管路	空気抜弁；内部清掃、動作確認、橋梁添架部の排水作業（処理水圧送管路は屯田地区小河川送水管路のみ実施。） 仕切弁・排泥弁；動作確認・スピンドル部注油等 敷設ルート；目視点検（路面陥没・近接工事の有無） 弁枠・人孔（吐口、指定人孔含む。）；目視点検（異常・通行への支障の有無）・排水・清掃・ボルト増締め等 道路・河川横断部共同溝；目視点検・排水・清掃・継手・支持材ボルト増締め等 ※異常箇所は縦断図に位置を示すこと。 ピグ通過確認装置；動作確認（厚別水再生プラザで厚別汚泥圧送管路、拓北水再生プラザで茨戸東汚泥圧送管路のピグ洗浄を行う際に実施。）
	屯田地区小河川送水管路	送水停止時の水抜き作業、消火栓の開閉確認
	豊平川雨水貯留管	貯留管流入弁、仕切弁 ；動作確認・目視点検・スピンドル部、グリスニップル部注油 結露水排水ポンプ；動作確認・目視点検・ポンプ交換（ポンプ交換は11月のみ。） 各機器現場盤等の外観点検
臨時対応A  臨時対応B  (故障・事故 ・地震災害時 等担当水処理 センターの指 示による)	汚泥圧送管路 汚水圧送管路 処理水圧送管路 豊平川雨水貯留管	流量異常時の調査・対応 弁枠等からの汚泥漏えい時の路面清掃 管路清掃に伴う準備・復旧作業 事故・故障時の調査・応急措置・復旧作業 (定期点検時の人員、機材以外に要するものがある場合の費用については、契約条項に基づき変更する。また、特別な場合は別途協議する。) 地震災害時の点検・応急措置 市内いずれかの区において、 ①震度4；敷設ルートの目視点検 ②震度5弱以上；敷設ルート及びマンホール内部の目視点検 その他維持管理に必要な調査、軽微な補修作業等 汚泥給排車による排水及び高圧洗浄機による清掃を伴う作業を <u>臨時対応A</u> とし、その他の作業を <u>臨時対応B</u> とする。
路面補修	マンホール周りの軽微な路面剥離部分について、細粒度アスファルト混合物で補修する。主に定期点検終了後、委託者の指示により行う。	

## 4 業務量

### (1) 汚泥圧送管路

区間 (管路名)	距離 (m)	管径 (φ)	人孔数 <sup>※1</sup>		共同溝数		担当水処理センター
			空気弁あり	空気弁なし	空気弁あり	空気弁なし	
伏古川水再生プラザ～創成川水再生プラザ(伏古川汚泥圧送管路)	6,261	250	5	41	—	2	創成川
創成川水再生プラザ～新川水再生プラザ(創成川汚泥圧送管路)	4,489	300	8	35	—	3	
拓北水再生プラザ～創成川水再生プラザ(拓北汚泥圧送管路)	11,323	250	32	74	—	2	
伏古川水再生プラザ～新川水再生プラザ(伏古川南汚泥圧送管路)	8,739	300	18 (19) <sup>※2</sup>	81	—	1	
拓北水再生プラザ～茨戸水再生プラザ(茨戸東汚泥圧送管路)	7,495	200	25	68 (13) <sup>※4</sup>	—	—	
豊平川水再生プラザ～東部水再生プラザ(豊平川汚泥圧送管路)	4,200	300	6	26	—	—	豊平川
厚別水再生プラザ～東部水再生プラザ(厚別汚泥圧送管路)	5,336	300	15 (16) <sup>※2</sup>	47 (6) <sup>※4</sup>	—	—	
厚別水再生プラザ～豊平川水再生プラザ(豊平川東汚泥圧送管路)	5,307	250	14	49	—	—	
豊平川水再生プラザ～伏古川水再生プラザ(東西連絡汚泥圧送管路)	3,851	300	9 (10) <sup>※2</sup>	33	—	—	新川
新川水再生プラザ～西部スラッジセンター(新川汚泥圧送管路)	10,445	400	18	68	—	3	
新川水再生プラザ～西部スラッジセンター(新川南汚泥圧送管路)	11,832	400	17 (21) <sup>※2</sup>	67	—	—	
手稲水再生プラザ～西部スラッジセンター(手稲汚泥圧送管路)	1,323	300	1	2	—	—	
茨戸水再生プラザ～西部スラッジセンター(茨戸汚泥圧送管路)	12,148	250	20	87	—	—	創成川
手稲水再生プラザ～西部スラッジセンター(西部スラッジセンター送排水管路(旧)) <sup>※5</sup>	1,000	200・250 300・350 [350]	5 (11) <sup>※3</sup> [2]	9 [5]	—	1 [1]	新川
手稲水再生プラザ～西部スラッジセンター(西部スラッジセンター送排水管路(新))	1,000	300・500 500・600	6	1	—	—	

厚別汚泥圧送管路、伏古川南汚泥圧送管路及び新川南汚泥圧送管路の橋梁添架の空気弁(各1か所)は点検のための足場を用意すること。

※1) 人孔数には、共同溝の両端の人孔の数を含む。

※2) 人孔数のうち空気弁ありの( )は、橋梁添架部の空気弁を含む。

※3) 西部スラッジセンター送排水管路(旧)の人孔数( )内の数字は空気弁の総数量である。

※4) 厚別汚泥圧送管路及び茨戸東汚泥圧送管路の人孔数( )は、ピグ通過確認装置の数量である。

※5) 西部スラッジセンター送排水管路は[]内のみを定期点検の対象とする。

(2) 汚水圧送管路

管 路 名	距 離 (m)	管 径 (φ)	人 孔 数		共 同 溝		担当水処理センター	
			空気弁 あり	空気弁 なし	空気弁 あり	空気弁 なし		
簾舞ポンプ場汚水圧送管路(旧)	600	250	2	4	—	—	豊平川	
簾舞ポンプ場汚水圧送管路(新)	1,400	350	2	8	—	—		
藤野ポンプ場汚水圧送管路(旧)	200	300	—	3	—	—		
藤野ポンプ場汚水圧送管路(新)	800	300	2	11	—	—		
定山渓ポンプ場汚水圧送管路 (常用)	250	350	—	5	—	—		
定山渓ポンプ場汚水圧送管路 (非常用)	540	450	1	6	—	—		
川北ポンプ場汚水圧送管路	1,300	400	2	6	—	—		
厚別川雨水ポンプ場汚水圧送管路	286	250	—	1	—	—		
茨戸西部中継ポンプ場汚水圧送管路(発寒川横断)	150	1,100	—	1	—	(1)※1	新川	
茨戸西部中継ポンプ場汚水圧送管路(安春川横断)	150	800						
藻岩下第2中継ポンプ場汚水圧送管路	663	1,200	—	2	—	(2)※1		
藻岩下第2中継ポンプ場汚水圧送管路	665	900						
手稲中継ポンプ場汚水圧送管路	97	150	—	1	—	—		
手稲中継ポンプ場汚水圧送管路	550	1,800	—	1	—	(1)※1		
手稲中継ポンプ場汚水圧送管路	550	1,000						

※1) 放流吐口の人孔を含めた、共有マンホールの数 (茨戸西部中継ポンプ場汚水圧送管路及び手稲中継ポンプ場汚水圧送管路は、全て2本の汚水圧送管路が並走している。)

(3) 処理水圧送管路

管 路 名	距 離 (m)	管 径 (φ)	人 孔 数		共 同 溝		担当水処理センター
			空気弁 あり	空気弁 なし	空気弁 あり	空気弁 なし	
安春川送水管路	1,800	500～800	3	3	—	—	創成川
創成東流雪溝送水管路	3,400	600～800	10	9	—	1	
新琴似北流雪溝送水管路	148	500	1	—	—	—	
屯田地区小河川送水管路	5,100	200～700	3	18	—	—	
発寒流雪溝送水管路	2,700	600	4 (5)※2	3	—	—	新川
琴似流雪溝送水管路 (西区ヒートポンプ送水管を含む)	3,900	600 (150)※1	10	12	—	—	
北郷流雪溝送水管路	2,140	300～800	6 (7)※2	9	—	—	豊平川

※1) 西区ヒートポンプ送水管の管径はφ150

※2) 人孔数のうち空気弁ありの( )は、橋梁添架部の空気弁を含む。

- (4) 豊平川雨水貯留管分水人孔 担当水処理センター：豊平川  
 ・分水人口側貯留管流入弁（電動バタフライ弁 1350φ）×1  
 ・伏越部ドレン弁（電動仕切弁 350φ）×1  
 ・結露水排水ポンプ（水中汚水ポンプ）×1

(5) 放流渠

管路名	距離 (m)	管径 (φ)	人孔数		共同溝		担当水処理センター
			空気弁あり	空気弁なし	空気弁あり	空気弁なし	
定山渓水再生プラザ放流管	202	600	—	4	—	—	豊平川

(6) 臨時対応

予定時間 臨時対応A：60時間／年  
 臨時対応B：35時間／年

(7) 路面剥離の補修

予定箇所数 25か所／年（1ヶ所あたりの面積は約1m<sup>2</sup>）

## 5 提出書類

(1) 業務履行前までに（提出先：処理施設課）

- |                           |    |
|---------------------------|----|
| ①業務代理人指定通知書               | 1部 |
| ②業務体制一覧                   | 1部 |
| ③有資格者リスト（交通誘導警備員含む）       | 1部 |
| ④緊急連絡網                    | 1部 |
| ⑤汚泥給排車の車検証及び自動車検査証記録事項の写し | 1部 |
| ⑥道路使用許可証の写し               | 1部 |

(2) 業務完了時（実施月毎）

- |                             |                             |
|-----------------------------|-----------------------------|
| ①完了届                        | 1部（提出先：処理施設課）               |
| ②各種業務報告書（定期・臨時・補修）          | 2部（提出先：処理施設課及び担当水処理センター各1部） |
| ③チェックリスト（定期）                | 2部（提出先：処理施設課及び担当水処理センター各1部） |
| ④業務写真（定期・臨時・補修）             | 2部（提出先：処理施設課及び担当水処理センター各1部） |
| ⑤報告書の電子ファイル（DVD又はCDに記録したもの） | 1式（提出先：処理施設課）               |
- 上記②から④の内容をExcel、Word又はPDF形式の電子文書として作成し、DVD又はCDに記録したものとすること。なお、ウイルスチェックを実施したうえで提出すること。

(3) 随時

- |                   |                             |
|-------------------|-----------------------------|
| ①定期点検業務予定表        | 1部（提出先：処理施設課及び担当水処理センター各1部） |
| ②産業廃棄物管理票（マニフェスト） |                             |
| ③その他業務主任の指示によるもの  |                             |

様式及び記載内容については業務主任と打合せること。

## 6 契約金額の支払い

契約金額の支払いは月払いとし、業務が発生した月の業務完了後に検査を実施し、合格の場合には出来高に応じた請求をすることができる。

なお、臨時対応業務の対応時間は現地作業時間及び移動時間とする。時間は15分単位で記入し、その端数のまま支払の請求をすること。（円未満切捨）

## 7 業務従事者等の配置及び職務

- (1) 委託者は、業務担当職員（業務主任）を定め、受託者に書面で通知するものとする。また、その内容を変更したときも同様とする。業務担当職員は受託者に対して常に状況に応じた監督を行うものとし、受託者は、委託者から業務の履行に関する改善指導等がなされた場合には、速やかに措置等をし、結果を委託者に報告しなければならない。
- (2) 受託者は、業務代理人を定め、書面をもって委託者に通知しなければならない。また、その内容を変更したときも同様とする。業務代理人は、委託者との連絡調整及び業務従事者に対する指示及び指導を行う者であり、常に連絡場所及び連絡方法等を明らかにしておかなければならない。
- (3) 圧送管路及び雨水貯留管は各水処理センターにて管理しているため、受託者は定期点検及び臨時対応についての直接的な指示は、各水処理センター担当職員から受けるものとする。なお、必要に応じて処理施設課業務担当職員からの指示も受けること。

## 8 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 省資源・省エネルギーの推進
- (2) 廃棄物の減量及びリサイクル
- (3) 環境汚染の危機管理の徹底
- (4) 環境関係法令の遵守
- (5) 自動車使用時における環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップなどの環境配慮運転
- (6) 業務に係る用品等のグリーン仕様品（エコマーク商品等）の使用
- (7) 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練

## 9 再委託

受託者は、業務の全部若しくはその主たる部分などを、契約約款の規定により、第三者に委託してはならない。ただし、委託者は、臨時対応等において必要な作業の範囲内で、再委託を認めるものとする。

なお、再委託に当たっては、事前に、委託者へ再委託承諾依頼書を提出し、承諾を受けなければならない。

## 10 留意事項

- (1) 道路使用許可申請等は受託者が行い、作業中の路上及びマンホール内の安全に配慮すること。
- (2) マンホール内や管内での作業の場合、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を配置し、作業前に測定した酸素・硫化水素・可燃性ガスの濃度等を記録し保存すること。
- (3) 作業時には業務標識を掲示すること。
- (4) 弁挿・人孔から揚水した排水については、原則、別表「搬入先事業所一覧」に示す事業所のうち各水処理センター担当職員の指示する事業所内投入場所に投入することとし、これによらない場合は業務主任と協議すること。
- (5) 作業時に土砂(汚泥)等が発生した場合は上記(4)と同様とする。また、産業廃棄物管理票制度に従い産業廃棄物管理票に必要事項を記入し、適切な処置をすること。なお、詳細については各水処理センター担当職員の指示によるものとする。
- (6) 橋梁添架部の注水に使用する水については、原則、各水処理センター担当職員の指示する水再生プラザで給水することとし、これによらない場合は業務主任と協議すること。
- (7) 点検時に弁類開閉作業を行う場合は必ず担当水処理センターと連絡をとり、汚泥等の漏洩防止に注意を払うこと。
- (8) 路面補修にかかる舗装材料は受託業者が用意すること。
- (9) 通行者等の安全を確保するため、交通誘導警備員を配置すること。なお、市街地（人口集中地区（DID地区）及びこれに準じる地区）及び公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線（公安委員会認定路線）で作業を行う場合は、交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格者（検定合格警備員）を1名以上配置することとし、検定合格警備員であることが確認できる資料を業務主任に提示すること。

別表

搬入先事業所一覧

事業所名	所在地
(1) 創成川水再生プラザ	札幌市北区麻生町8丁目1番15号
(2) 拓北水再生プラザ	札幌市北区あいの里4条10丁目1番1号
(3) 伏古川水再生プラザ	札幌東区伏古8条1丁目2番35号
(4) 茨戸水再生プラザ	石狩市花川東1000番地
(5) 豊平川水再生プラザ	札幌市白石区菊水元町8条3丁目5番1号
(6) 東部水再生プラザ	札幌市白石区東米里2172番地1
(7) 厚別水再生プラザ	札幌市厚別区厚別町山本645番地18
(8) 定山渓水再生プラザ	札幌市南区定山渓温泉東1丁目50番地
(9) 新川水再生プラザ	札幌市西区八軒9条西7丁目1番65号
(10) 手稲水再生プラザ	札幌市手稲区手稲山口265番地8
(11) 川北中継ポンプ場	札幌市白石区川北4条1丁目1番1号
(12) 簾舞中継ポンプ場	札幌市南区簾舞575番地122
(13) 藤野中継ポンプ場	札幌市南区藤野1条5丁目1番33号
(14) 定山渓中継ポンプ場	札幌市南区定山渓温泉西3丁目393番地
(15) 東部スラッジセンター	札幌市白石区東米里776番地18
(16) 西部スラッジセンター	札幌市手稲区手稲山口322番地
(17) 豊平川中継ポンプ場	札幌市白石区北郷5条7丁目2番25号
(18) 厚別川雨水ポンプ場	札幌市厚別区厚別西770番地
(19) 藻岩下第2中継ポンプ場	札幌市南区川沿11条1丁目1828番地
(20) 手稲中継ポンプ場	札幌市手稲区新発寒7条11丁目1番1号
(21) 茨戸西部中継ポンプ場	札幌市北区屯田9条12丁目6番15号
(22) 手稲沈砂洗浄センター	札幌市手稲区手稲山口271番地5